

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2011年4月10日
横田・基地被害をなくす会
(代表：浅野太三)

No. 3

横田・基地被害をなくす会 NEWS

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625 E-mail：yokota_nakusukai@yahoo.co.jp

5月15日第2回定期総会 にご参集ください

会員の皆様の「横田・基地被害をなくす会」へのご協力に感謝します。

さて、当会では、昨年6月の設立総会以後様々な取り組みを行ってきました。武蔵村山ロープ事件、「米軍犯罪に遭ったら」をテーマにした学習会、基地周辺の騒音調査、沖縄基地問題、第3回横田基地騒音裁判提訴に向けた議論などです。

今総会において、このような活動報告と新たな裁判に踏み出す活動を含めた方針についての議論を行います。会員の皆様の積極的なご参加とご意見をお願いいたします。

日時 5月15日(土) 午後2時より

場所 昭島市立武蔵野会館(JR青梅線中神駅徒歩4分)：駐車場が少ないため徒歩でおいで下さい。



横田基地訴訟準備着々

横田基地による被害からの救済を目指す訴訟について、「横田・基地被害をなくす会」本部役員での論議が進んでいます。

訴訟の請求の基本は「飛行差し止め(時間帯については、従来の21時～7時より広くとる)」「被害に対する損害賠償(過去分、将来分)」「被害を航空機による騒音、大気汚染、生活破壊などとする」「原告対象を平成15年コンターで75WECPNL以内の居住者」「訴える相手は日本国政府とする」ことなどとしています。

さらに、「行政訴訟としての請求」、「憲法訴訟としての請求」、「被告に米国を加えること」、基地運用の推移を見据えた「自衛隊の位置づけ」などは、

今後私達の依頼を受任していただく弁護士との(請求の可能性も含めて)議論を踏まえたうえで決めていきます。

また、原告団の形成については、より広い組織、より強力な組織を目指して、他団体との調整・議論を進めています。

ただし、東日本大震災の現状から、当面は表立った活動は控え、内部的に様々な準備を整えておくことにしています。

最終的な方針は、5月15日の総会で確認することになりますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(F)

思いやり予算と東日本大震災

東日本大震災後の国会で、米軍「思いやり予算」特別協定の年度内での国会承認が衆議院本会議での質疑を省いて委員会付託にすることが決定された。このままいくと十分な審議も行われずに向こう5年間、総額1兆円近い「思いやり予算」が在日米軍に支払われることになりそうだ。未曾有の大震災で多くの人命が失われ、かろうじて助かった人々も住む家や生活の糧である仕事を失った。政府の試算では、最大25兆円の被害額とのこと。今やるべきことは「思いやり予算」への思いやりではなく被災した人々への思いやりだろう。

「思いやり予算」は日米地位協定上も日本側に負担義務はない。にもかかわらず1978年に当時の防衛庁長官であった金丸信が「思いやりの精神」ということで制定した。当時の金額は62億円で、内訳は基地施設の整備と基地従業員対策費ということであったが、82年から特別協定分（訓練移転費、光熱水料等、労務費）が加わり、95年以降は労務負担費を全額日本が負担している。これは在日軍の経費の75%に当たるが、米軍基地のある主要26カ国の中で最も高い数値だ。米兵一人当たりの駐留負担額は、日本が11万200ドル、英国は1万1900ドル、ドイツは2万2300ドル、韓国2万3300ドルとなっている。日本はだんとつに高い…

どうして?????

視点を変えて「思いやり予算」を見てみよう。「思いやり予算」は私たち国民一人ひとりの税金から出されているものだ。アメリカがイラクやアフガニスタンを爆撃して何万人ものイラク人やアフガン人を殺傷したということは、日本人も間接的にそれに加担していることになる。沖縄の地から海兵隊員がイラクやアフガンに行くことも間接的加担だ。このように考えると、憲法9条に反することを自民党政権の55年体制で、さらに今民主党が行っていることになる。

一昨年、名古屋高裁はイラクへの派兵は憲法前文「平和的生存権」は基本的人権であり、それは憲法9条の「戦争放棄戦力不保持」に反するとした。そして「他国の民衆への軍事的手段による加害行為」への協力や参加は違憲と判決を下した。政治家の何人がこの判決を真摯に受け止めているのだろうか。

日本が本来支払うべき義務のない「思いやり予算」をいまこそ見直し、大震災、福祉、弱者へと回すべきだろう。

日本の高度成長のときは良かったかもしれないが、バブルがはじけ、GDPが第3位に落ちた現在、方向転換を図ることが求められている。(YS)

普天間飛行場の県内移設反対に呼応して

「米軍普天間飛行場移設に関する日米共同発表の見直しを求める」陳情行動を行っています

現在、立川市、昭島市、福生市、青梅市、瑞穂町の市町議会に対し、標記の陳情を行う予定になっています。

具体的には、昨年5月に行われた普天間基地移設に関する日米共同発表の見直しを求め採択された沖縄県議会の意見書を支持することを横田基地周辺自治体に求めるものです。

もちろん、沖縄県議会の意見書は、日米共同発表で示された「普天間基地の辺野古への移設」に反対するもので、『この共同発表は、「県内移設」反対という沖縄県民の総意を全く無視するもので、しかも県民の意見を全く聞かず頭越しに行われた民主主義を踏みにじる暴挙として、また沖縄県民を

愚弄するものとして到底許されるものではない。』と批判しています。また、『沖縄県民の願いは、基地のない平和で安全な郷土を作ることであり、…(中略)…本県議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、政府が県民の思いに真摯に対応するとともに、日米共同発表を見直すよう強く要請する。』としています。

陳情は、開催される議会の時期を待っている(改選で審議ができない状況)福生市、青梅市、瑞穂町や、東日本大震災の影響で審議未了～再提出の必要がある昭島市、6月議会に向けて提出予定の立川市などがあり、まだ審議ができていない状況ですが、その他の横田基地周辺自治体にも陳情を広げていくなかで、沖縄の方々と思いを共有する運動も広げていきたいと考えています。(F)

2011年3月の夜間～早朝飛行回数激増 (東日本大震災以降) ～推移を見守ろう

右の表は瑞穂町ホームページより数値を移し替えたものだ。

本年3月の0～7時、22時～24時の飛行回数が断然多くなっているのが見て取れる。

表の下側は平成21年の月毎の合計数を表したもので(注:22年度はホームページに示されていない),0～7時の飛行回数では一番多い11月で33回,22～24時では年間合計で22回となっている。

ところが,本年3月の0～7時の飛行回数は月合計で52回,22～24時は20回である。

3月11日の大震災の日,成田や羽田に降りる民間機が,地震の影響で横田に着陸したことは多くの人に目撃されているが,それにしても,夜間～早朝の飛行回数が多いことは事実だ。飛行総数は特別目立つほどではないのだが,「緊急の場合」がそれほど多いのかは不明である。

また,19時～22時の飛行回数についていえば,減少傾向であり,夕方～夜間にかけて行われる飛行訓練が減っていることも事実だ。常駐機のC130が東日本大震災の救援に東北に行っていることが影響していることが予測される。

今回はデータの開示が早い瑞穂町のデータで比べたが,飛行回数の増減について,続けて注意していかねばならない。

ついでながら,常駐機でない大型ヘリコプターの飛来が目立っていることも付け加えておきたい。

■箱根ヶ崎民家 平成23年3月航空機騒音測定結果

回数	日平均回数	ヘリコプター回数	ヘリコプター割合	最高音
767回	24.7回	64回	8.30%	104.9dB

日別詳細データ

日	騒音 最高値 (dB)	時間帯別発生回数					うち ヘリコプ ター 回数	WECPNL
		0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	計		
1	93.2	0	24	0	0	24	0	73.6
2	91.9	1	20	8	0	29	2	77.2
3	102.8	0	17	9	0	26	0	79.9
4	103.2	0	11	0	0	11	1	78.6
5	83.1	0	1	1	0	2	0	59.4
6	84.9	0	2	0	0	2	0	60.3
7	93.4	1	6	0	0	7	0	73.3
8	96.4	1	30	6	0	37	0	78.9
9	98.7	2	46	0	0	48	7	78.8
10	104.9	2	16	1	1	20	0	85.3
11	94.2	6	18	8	1	33	0	81.2
12	88.8	0	2	3	1	6	0	71.4
13	97.6	3	13	6	1	23	1	78.9
14	99.5	4	24	2	1	31	3	78.4
15	91.4	2	14	1	2	19	2	76.1
16	92.8	4	20	2	1	27	4	80.5
17	93.4	1	13	3	1	18	1	76.1
18	91.6	1	30	5	0	36	4	76.2
19	94.9	6	30	3	3	42	1	81.9
20	95.7	1	23	3	0	27	2	75.1
21	100.2	3	21	1	1	26	0	82.1
22	96.2	3	24	4	1	32	0	82.2
23	93.4	2	17	4	2	25	0	78
24	95.4	2	29	1	0	32	6	77.2
25	88.2	0	11	3	1	15	2	71.3
26	103	1	21	9	1	32	1	81.6
27	93.8	2	27	0	0	29	2	77
28	92.4	1	39	6	2	48	16	76.5
29	93.3	1	25	1	0	27	5	72.5
30	90	1	26	0	0	27	4	72
31	93.1	1	5	0	0	6	0	71.3
集計	104.9	52	605	90	20	767	64	78.5

平成21年(月毎)

月	騒音 最高値 (dB)	0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	計	うち ヘリコプ ター 回数	WECPNL
4月	113.6	22	771	214	1	1,008	39	81.8
5月	108.6	19	777	178	0	974	32	79.6
6月	111.5	23	691	201	3	918	38	79.8
7月	108.4	23	563	137	1	724	49	78.2
8月	112.1	18	648	142	0	808	147	81.2
9月	110.4	23	798	195	1	1,017	112	80.4
10月	113.2	10	350	49	4	413	50	79.1
11月	109.7	33	568	170	7	778	30	81.1
12月	110.8	2	542	45	3	592	31	77.3
1月	103.5	13	809	180	1	1,003	45	76
2月	105.9	17	486	76	1	580	45	76.7
3月	109.1	10	600	140	0	750	54	76

(M)

静かな夜を返して！

新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団 崎浜 茂（事務局長代行）

「せめて静かな夜だけでも返してほしい」とささやかな願いをこめて、1982年2月26日に601名（後に907名）の嘉手納・北谷・読谷・具志川・石川・沖縄の地域住民で始まった嘉手納爆音訴訟は、5544名の新嘉手納爆音訴訟として引き継がれ、一次訴訟を含め4度目の判決が福岡高等裁判所那覇支部で昨年2009年2月27日にでました。

一審地裁判決が不当にも賠償対象外とした、うるささ指数W値75～80地域について「強い騒音にさらされている」として違法性を認定し、私たちが主張し続けてきた一審判決の不当性が示されることとなりました。

しかし、同じW値75地域（読谷村座喜味以北）21名の原告に損害賠償をみとめず、なによりも、闘いの目標である「飛行差し止め」は、今回も「第三者行為論」（爆音は米軍の行為であり日本国政府ではない）という不条理な判断をし「健康被害」も認めませんでした。

嘉手納基地（一飛行場）は、沖縄戦で占領した旧日本軍基地の「中飛行場」を拠点に、周辺住民の土地を強制接収してつくった極東最大の空軍基地です。嘉手納基地の敷地は、沖縄戦以前は平坦で肥沃な土地で、住民が宅地や農地等として所有し活用してきた場所でした。もともと土地が狭く平野部の少ない沖縄において、アメリカの巨大基地建設で土地を奪われた人々は、嘉手納基地周辺にへばりつくように家をつくらざるを得ませんでした。嘉手納基地も普天間基地同様まさに住宅密集地の中心に建設された基地です。

そのような危険きわまりない基地をアメリカ軍に提供し、好き勝手に使用させているのはまぎれもなく、あの戦争を引き起こしたわが「日本国」です。殺人的な爆音をまき散らし、命も奪いかねないアメリカ軍の横暴を許している「日本国」に、アメリカ同様の責任がないはずがありません。

わたしたち新嘉手納爆音訴訟原告団は、全国の仲間の支援のもと「飛行差し止め」や「健康被害」「賠償を認められなかった原告」の認定を求めて、最高裁に上告し闘ってきました。ところが、今年2011年1月27日、最高裁判所第一法廷は、上告を棄却し上告を受理しない旨を通告してきました。理由も示さず、まさに「問答無用」です。これが最高裁の判断かと悔しい思いでいっぱいですが、この怒りを新たな第3次訴訟に引き継ぎ闘っていかねばなりません。

ところで、甚大な爆音被害・健康被害を引き起こしている嘉手納基地は、100デシベル超の爆音が、今年1～2月の2ヶ月間で250回を超え、2009年度の1年間の合計を上回っています。嘉手納基地では補修工事に伴って住宅地の屋良に近い北側滑走路が使われている上、他の基地に所属している外来機もひっきりなしに飛来し、半ば常駐化しています。特に、1月から配備されているF22Aラプター戦闘機が爆音激化の要因になっており、学校現場や地域から「殺人的な爆音」と怒りが噴出しています。

昨年の7月から本格的に取り組んだ「第三次嘉手納基地爆音差止訴訟」は、2万2千人（22,063人）を超える国内最大の原告団となります。このことは、戦後66年間、アメリカの軍事支配のなかで苦しみにぬいてきた基地周辺住民や、何度も違法状態を判決で下されながら、無視し続けてきた日米政府に対し、沖縄県民の怒りがいかに強いのかという証です。と同時に、1982年の第1次から闘ってきた爆音差止裁判が理解され、支持された証拠だと強く感じています。

3月27日（日）午後2時「第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団結成総会」を開催するとともに、いよいよ2011年4月28日（木）は、歴史的マンモス裁判を那覇地方裁判所沖縄支部に提訴することとなります。



写真集

「米軍基地を返還させた・砂川闘争」発刊



1956年10月13日

撮影 佐伯義勝

アメリカ軍立川飛行場の前身は大日本帝国陸軍の飛行場でした。1922年、当時の立川村と砂川村にまたがって作られた小さな飛行場はやがて拡大強化されて太平洋戦争のときには軍都立川といわれ、1945年敗戦によりアメリカ軍に占領されてからは、朝鮮戦争、ベトナム戦争の出撃拠点となりました。

朝鮮戦争休戦後の1955年、大型機の離着陸のために更に滑走路を延長することがアメリカ軍から要求されたのですが、砂川の農民たちはこれに反対し、強制収用のための土地測量にあらゆる方法で抵抗し、裁判所や東京都収用委員会でも論陣を張って一步も譲りませんでした。

ついに、1968年、アメリカ軍は拡張をあきらめ、翌69年、国も収用認定を取り消し15年間の闘いに終止符が打たれました。やがてアメリカ軍は横田基地に移り、1977年、580万㎡の基地は日本へ全面返還されたのです。

2010年の5月、沖縄県の米軍普天間飛行場を名護市辺野古へ移転するという日米共同声明が出され、沖縄の人々の反対の声は怒りとなってますます強くなっています。

2010年は日米安保条約の改訂調印が行われて50年目の年です。戦後一貫して日本の外交は米国の言いなりで、沖縄返還や核兵器持込みでも多くの密約があったことが暴露されてきました。政府がいう「日米同盟」とは安保条約という軍事同盟のことです。56年前の砂川闘争は米軍基地を撤去させました。その中で、「駐留米軍は憲法違反」という伊達判決も出されました。

この写真集を見て砂川闘争を振り返り、日米安保とは何かということ、みなさんに考えていただければ幸いです。

編集・砂川を記録する会

A4版160ページ

定価 2,500円

問い合わせ先：東京都立川市上砂町2-10-26 星 紀市

TEL・FAX 042-536-2924

緊急連絡先

当会の事務所は、原則毎週水曜日夜7時～9時、毎月第1金曜日午後7時～9時には事務局員が在所しています。その他の日は、留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するかFAXでお願いします。留守電・FAXは2日毎、メールは毎日チェックしています。お急ぎの方は、事務局・福本（TEL042-544-9703、携帯090-4951-0800）までご連絡ください。

事務局員・専門部員募集

実務を行う事務局員の手が足りません。さまざまな事務作業の手伝いが可能な方はお知らせください。例えば、ニュースの作成、発送、ホームページの作成、騒音資料の収集～まとめ、会員募集チラシの配布、写真撮影などです。基本的にはボランティアですが、交通費などは実費を検討中です。

空いている時間だけでも、アイデアだけの提供でも結構です。

会費の振り込み先

今回のNEWS送付時には、会員の方には郵便局を利用したの会費や寄付用の振替用紙を同封しました。どうぞご利用ください。ただし、手数料が自己負担となってしまいます。お許しください。

そして、前回お知らせの以下の口座での振り込みも可能です。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通預金（口座番号）6875225

名義：横田・基地被害をなくす会

②ゆうちょ銀行 記号10040 番号68752251 名義：横田・基地被害をなくす会

③中央労働金庫立川支店 店番282 普通預金（口座番号）1074068

（会員枝番号90002-000）名義：横田基地飛行差し止め訴訟団 浅野

※年会費は、個人2000円、団体1口2000円（何口でも可）

※会計年度は、4月1日～翌年3月31日 ※会費の減免希望者は本部役員か事務所に連絡ください。

経過報告と今後の予定 (2011年1月31日～)

- | | | | |
|-------|--|---|--|
| 1月31日 | なくす会 NEWS No.2 発行 | 3月30日 | 福生市、青梅市、瑞穂町に普天間基地移設問題についての陳情提出 |
| 2月4日 | 事務局会議 | 4月1日 | 西東京法律事務所・事務所会議に本部役員が参加～訴訟の内容についての説明を行う |
| 2月25日 | 「横田基地等の公害対策を進める準備会」との第2回訴訟情報連絡会 | 4月8日 | 事務局会議 |
| 3月4日 | 事務局会議 | 4月10日 | なくす会 NEWS No.3 発行 |
| 3月15日 | 昭島市に普天間基地移設問題についての陳情提出 | 【以下は予定】 | |
| 3月15日 | 第3回裁判提訴についての本部役員集中討論 | 4月25日 | 「横田基地等の公害対策を進める準備会」との第4回訴訟情報連絡会 |
| 3月23日 | 昭島市「普天間基地移設問題についての陳情」審議予定～東日本大震災の影響で流会 | 4月28日 | 第三次嘉手納訴訟提訴 |
| 3月25日 | 「横田基地等の公害対策を進める準備会」との第3回訴訟情報連絡会 | 4月30日 | 本部役員会議（総会に向けての議案書検討） |
| 3月25日 | 昭島市に普天間基地移設問題についての陳情，東日本大震災の関係で審議未了～廃案に。 | 5月15日 | 定期総会 |
| 3月27日 | 第3次嘉手納訴訟提訴予定～中止 | ※事務所当番：事務局員が毎週水曜日午後7時～9時に事務所に詰めています。 | |
| | | ※事務局会議：定例は毎月第1金曜日午後7時～事務所（4月1日は4月8日に変更しました） | |

東日本大震災に義援金を！～全国基地爆音訴訟原告団連絡会議で募る～ご協力ください。

全国連絡会議では、東日本大震災被災者に対し数百万円の単位で寄付を送ることにしました。この提案に対し、当会本部役員で検討の結果、当面は組織として50万円を寄付し、なくす会会員の個人としての寄付は（遅れるが）なくす会で集約後送付することとしました。

賛同される会員の皆さんは、同封の振替用紙に「東日本大震災寄付」と明記のうえ、送付してください。なお、私たちの運動が多くの方の皆さんの理解の上で成り立つことを踏まえて、なくす会から被災者の皆さんに組織で寄付を行うことに対しご理解ください。

死者約1万3000人、行方不明者約1万7000人、避難者約16万人と東日本大震災の被災者数が新聞報道されている。関東大震災に次ぐ被害という。私の故郷岩手県で多くの被災者が出、今尚、行方不明者も多くいる。私は幼少の頃より、地震の度、裏山に避難していた。「大地震がきて30分後に津波がくるから、海辺から避難するように。」生前、母から云われたことを思う。今回の巨大な津波は日本の漁場を人もろとも木っ端みじんに呑み込んでしまった。あまりに辛く悲しい。

「原発はCO²削減に効果的で、最も安全」と云われ、日本列島に55基（2008年1月現在）におよんで

天欄

いる。今、その安全であるはずの原発が恐怖におののいている。横須賀に逗留中の米軍の原子力潜水艦がいつの間にか消えた。福島・茨城・千葉産のほうれん草や葉物が出荷停止になり、海水や水道水にまで放射線濃度が増加している。夜を徹して福島第1原発事故の収束作業にあたっている東電の社員、関連企業の社員、消防隊員、自衛隊員の皆さんの健康が危ぶまれる。「反原発」の闘いの輪を広げきれなかったことが今更ながら悔やまれてならない。現実を見守ることしかできない自分がはがゆい。 (TK)
(原発に思う) 大本営発表今も虚隠後手 (虚視)